

日野市介護予防・日常生活支援総合事業の報酬単価改定について

1. 目的

令和3年度の介護報酬改定により、介護サービスの基本報酬が変更となることに伴い、介護予防・日常生活支援サービス事業（総合事業）の報酬単価についても、緩和型として市が定める額を含めて改定することといたします。

2. 考え方

このたびの報酬改定に係る改正省令においては、第1号事業のサービス価格の上限の弾力化が謳われ、国が定める額を勘案して市町村が定めることとされています。

当市総合事業のうち、国が定める額は「重点ケア型」（従来型）の報酬単価となりますが、こちらについては、国が定める額をもって改定後の額といたします。

緩和型として市が額を定める「混合ケア型」及び「生活援助型」の報酬単価については、上記「重点ケア型」の改定額の伸び率を勘案し、それぞれ市独自の単価設定をいたします。

3. 事務スケジュール

- | | |
|--------|------------------------|
| 令和3年2月 | 介護保険運営協議会にて説明 |
| 3月 | 報酬改定単価（総合事業）の提示（厚生労働省） |
| 〃 | 条例施行規則の一部改正 |
| 4月 | 改定後の報酬単価の適用 |

※令和3年2月現在、総合事業に係る国が定める額（改定額）は提示されておりません。